
監 査 委 員

4 年監査公表第 5 号

令和3年度に執行した監査の結果（令和3年10月29日から11月30日までの監査委員会議決定分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、京都府知事及び京都府教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年6月3日

京都府監査委員	兎 本	和 久
同	北 岡	千はる
同	森	敏 行
同	小 林	裕 明

1 定期監査

監査の結果

【部局別】

(1) 知事直轄組織・教育委員会

会計課（山城会計室）・山城教育局

(指摘)

誤って請求額を超えた額を資金前渡したが、通帳記帳が遅れ、同前渡金を年度内に精算できなかったもの

(措置の内容)

事案発見後、速やかに戻入処理を行った。

今後は、支出命令書作成の際に複数職員によるチェックを徹底して行うとともに、資金前渡通帳については支払日に記帳をすることとし、振替日の翌日から起算して一箇月以内には必ず支出命令者による当該記帳済み通帳の確認を行うこととした。

また、伝票審査については、一次審査の伝票精査受託業者及び二次審査の会計室職員とともに、支出命令書の金額誤りを見過ごしたものであり、事案発生後直ちに、受託業者に確実な審査の徹底を図るよう指示するとともに、審査に携わる他の職員にも金額の確認は特に入念に行うよう徹底することとした。

(2) 健康福祉部

保健環境研究所

(指摘)

数次にわたり特殊勤務手当を誤支給していたもの

(措置の内容)

誤支給となっている特殊勤務手当について返納手続を行うとともに、令和3年10月に開催した課長会議において、複数職員によるチェック体制の徹底を図った。

(3) 山城広域振興局

山城北土木事務所

(指摘)

特殊勤務手当を誤支給していたもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに誤支給分の返納手続を行うとともに、所内各課に状況を説明し、同様の事例がないか確認を行った。

今後、特殊勤務の実績が生じた場合、事業を所管する用地課担当者が作成する勤務の実績記録となる「用地買収業務手当記録表」を関係課と共有するとともに、各課長と各課係長は、各々、担当者が総務事務システムに入力した特殊勤務実績を当該記録表と突合する二重チェックを経ることで、再発防止を徹底することとした。

(4) 建設交通部・中丹広域振興局

港湾局・中丹東土木事務所

(指摘)

委託契約書に定めのない按分方法で支払を行っていたもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに指摘された事項について関係者で協議し、実際の支払事務と合致する内容となるよう、契約書の見直しを行った。

また、支払時には、複数人で契約内容に沿った請求となっているかを確認することにより、再発防止を図ることとした。

(5) 建設交通部

住宅課

(要望)

府営住宅等退去者滞納家賃徴収事務委託業務の公募要件の見直し

(措置の内容)

監査終了後、類似の発注方法をとっている自治体に対して公募要件や委託料率、回収率等について聞き取り調査を実施した。次回の公募では、調査結果を踏まえ、委託料率をあらかじめ設定せず競争の要素とする見直しを検討する。